

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成26年9月25日

鈴鹿市議会議長

原 田 勝 二 様

提 出 者

文教環境委員会

委員長 中 西 大 輔

(提案理由)

国に対し、義務教育費国庫負担制度の存続及び国の責務として必要な財源をさらに確保するよう要請するため。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものである。

これまで平成16年の三位一体改革や平成22年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明確にされてきたが、今後の改革によるこの制度への影響を注視する必要がある。

この制度は、昭和25年に地方自治をすすめるという観点から廃止、一般財源化された。その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じた結果、この制度が昭和28年に復活した。しかし、昭和60年以降、再び一般財源化がおしすすめられ、平成18年からは国庫負担率が3分の1に縮減されている。その影響により、現在、地方交付税として一般財源のなかに、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高等学校教職員の給与費がくみこまれているが、地方財政が厳しくなり、措置率(国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率)が年々低下している。国庫負担率見直し後の平成19年度における教材費の措置率をみると、全国平均65.3%に対して、三重県49.0%、東京都164.8%、秋田県26.9%となっており、その後においても地域間格差がひろがっている。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められる。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

鈴鹿市議会議長 原 田 勝 二